

## 住民の声を町政に

### 2会場で町政懇談会開催

去る十一月二十七日に、二本木公会堂において二本木地区町政懇談会、十一月二十九日には、小杉コミュニティセンターにおいて小杉地区町政懇談会が開催されました。懇談会には、町長から各担当課長等が出席、地元住民の方々が出席され、次のような要望や質問、意見交換が行われました。

- ・団地内の排水溝工事の継続工事について
- ・第四次総合計画と二本木地区の関連

ほか各担当課長等が出席、地元からは区長さんをはじめ多くの住民の方々が出席され、次のような要望や質問、意見交換が行なわれました。

- ・横木農道の進捗状況と今後に
- ・横木農道の進捗状況と今後に
- ・ガードレール設置、防犯灯の新設
- ・大外環状線及び下水道の進行状況
- ・道路の拡幅舗装整備
- ・旧阿賀用水路埋立地植栽計画
- ・コミュニティセンター構内の自転車置場の設置
- ・家畜農家に対する環境衛生の指導

### 二本木地区

#### 町政懇談会

- ・コミュニティセンターの建設
- ・降雨による水害対策
- ・横木農道の進捗状況と今後に

### 小杉地区

#### 町政懇談会

- ・ガードレール設置、防犯灯の新設
- ・大外環状線及び下水道の進行状況
- ・道路の拡幅舗装整備
- ・ガードレール設置、防犯灯の新設
- ・大外環状線及び下水道の進行状況
- ・道路の拡幅舗装整備

### 横越診療所の歴史に幕

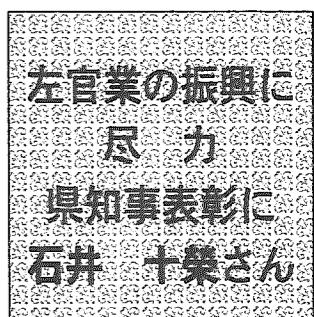
- ・横越診療所と木津一本木出張所を閉鎖しました。
- ・三浦医師は、昭和二十七年に村直営の木津一本木診療所に赴任され、昭和三十八年に村内すべての直営診療所が廃止されたのに伴い、横越診療所で委託開業しました。その後、旧双葉保育園の一角で木津一本木出張所
- ・三浦五郎医師が高齢を理由に平成十年十二月二十日をもって
- ・三浦五郎医師が高齢を理由に平成十年十二月二十日をもって



石井十榮さん（沢海上・七十歳）が、一般労働（土木）の部門で十一月五日に新潟県知事より表彰されました。石井さんは、若い時より左官業の技術を磨き、これまで職業訓練校での指導、技能検定の実習に尽力されました。

「これまで振りかえると、いろいろなことがあります。みなさんは大変お世話になりました」と話されていました。

三浦先生、長い間ご苦労さまでした。



表彰されようと思つて左官業を続けてきたわけではないのですが、思いがけず賞を頂き、大変うれしく、また、恐縮しています。これからも健康に留意して仕事に励んでいこうと思っています。

（受賞のことば）

在は県左官業会常任理事の要職にあり、この度、五十年以上永きにわたり左官業に携わってきた業績と業界の人材育成、技術の向上、振興などに尽力された功績に対し表彰されたものです。

## ボランティア二本木の会 「真柄福祉賞」を受賞

障害者週間（十二月三日～九日）にちなみ、県内の障害者福祉に貢献したボランティア活動として、「ボランティア二本木の会」（代表酒井勉さん）が、財団法人「真柄福祉財団」の「真柄福祉賞」を受賞しました。

ボランティア二本木の会は、平成四年のグループ結成以来、視覚重複障害者施設「のぎくの家」協力ボランティアグループとして、のぎくの家の廃品回収事業をはじめとする様々な事業へ積極的に取り組み、その活動が認められ、十二月九日に財団より表彰されました。



## 申告と納税は、正しく、お早めに 申告書は自分で書いて郵送で

産所得者の申告など  
二月一日(月)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

事業所得や譲渡所得のある人の申告  
二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

※ 土曜・日曜・休日は除きます。  
※ 平成十年分の所得控除額を超過する場合は、特別減税額は、当初分の特別減税額が実施されます。

※ 二月十五日までは還付申告のみ受け付けています。

※ 二月十六日(火)～三月十五日(月)  
午前九時～十一時  
午後一時～三時

</div